

新 旧 対 照 表

変更時	申請時	現 行
<p>(監事の選任及び職務)</p> <p>第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者<u>若しくは三親等以内の親族</u>以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p><u>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して<u>理事会及び評議員会</u>の招集を請求すること。</p> <p>6 (略)</p> <p><u>4 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通</u></p>	<p>(監事の選任及び職務)</p> <p>第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者<u>もしくは三親等以内の親族</u>以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p><u>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(監事の選任及び職務)</p> <p>第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）<u>又は評議員以外の者</u>であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新 旧 対 照 表

<p><u>知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p> <p><u>5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u></p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員(第6条第1項第一号に規定する理事を除く、この条中以下同じ)の任期は4年とし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間と<u>することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、尚、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行うものとする。</p>	<p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員(第6条第1項第一号に規定する理事を除く、この条中以下同じ)の任期は4年とし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間と<u>することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、尚、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員(第6条第1項第一号に規定する理事を除く、この条中以下同じ)の任期は4年とし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、尚、その職務を行うものとする。</p>
---	--	--

新 旧 対 照 表

<p>(役員の解任及び退任)</p> <p>第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>1 任期の満了。</p> <p>2 辞任。</p> <p>3 <u>死亡。</u></p> <p>4 <u>私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。</u></p> <p>(理事会)</p> <p>第11条 この法人の業務の決定は、理事を以って組織する理事会によって行う。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 理事長が第4項の規程による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。<u>この場合における理事会の議長は、出席理事の互選に</u></p>	<p>(役員の解任及び退任)</p> <p>第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>1 任期の満了。</p> <p>2 辞任。</p> <p>3 <u>死亡。</u></p> <p>4 <u>私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。</u></p>	<p>(役員の解任及び退任)</p> <p>第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>1 任期の満了。</p> <p>2 辞任。</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。</u></p> <p>(理事会)</p> <p>第11条 この法人の業務の決定は、理事を以って組織する理事会によって行う</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 理事長が第4項の規程による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。<u>この場合における理事会の議長は、出席理事の互選に</u></p>
--	--	---

新 旧 対 照 表

<p style="text-align: center;">よって定める。</p> <p>9 (略)</p> <p><u>10 第7条第4項及び第8項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 議長は、理事会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>3 <u>利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</u></p> <p>(評議員会)</p> <p>第16条 この法人に評議員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">2～6 (略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第15条 議長は、理事会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>3 <u>利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</u></p> <p>(評議員会)</p> <p>第16条 この法人に評議員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">2～6 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>よって定める。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 議長は、理事会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には出席理事全員が記名押印または署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(評議員会)</p> <p>第16条 この法人に評議員会を置く。</p> <p style="text-align: center;">2～6 (略)</p>
--	--	---

新 旧 対 照 表

<p>7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。<u>また、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 第15条第1項及び第2項の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「<u>評議員のうちから互選された評議員</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。<u>また、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 第15条第1項及び第2項の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「<u>評議員のうちから互選された評議員</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 第15条の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>出席理事全員</u>」とあるのは、「<u>議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2名以上</u>」と読み替えるものとする。</p>
---	---	---

新 旧 対 照 表

<p>(諮問事項)</p> <p>第 18 条 下記に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>1 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、<u>事業計画</u></p> <p>2 <u>事業に関する中期的な計画</u></p> <p>3～13 (略)</p> <p>(評議員の任期及び解任及び退任)</p> <p>第 21 条 評議員（前条第 1 項第一号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は 4 年とする。但し、欠員が生じた場合補欠評議員の任期は前任者の残任期間とすることが<u>できる</u>。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。</u></p>	<p>(評議員の任期及び解任及び退任)</p> <p>第 21 条 評議員（前条第 1 項第一号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は 4 年とする。但し、欠員が生じた場合補欠評議員の任期は前任者の残任期間とすることが<u>できる</u>。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。</u></p>	<p>(諮問事項)</p> <p>第 18 条 下記に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>1 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>2 <u>事業計画</u></p> <p>3～13 (略)</p> <p>(評議員の任期)</p> <p>第 21 条 評議員（前条第 1 項第一号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は 4 年とする。但し、欠員が生じた場合補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--	---

新 旧 対 照 表

<p>(財産目録等の備付 <u>及び閲覧</u>)</p> <p>第31条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 <u>及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)</u> は毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならない。</p> <p>2 前項の書類、<u>監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。</u></p> <p>(情報の公表)</p> <p>第32条 <u>この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネット</u></p>	<p>(財産目録等の備付)</p> <p>第31条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項の書類は、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(情報の公表)</p> <p>第32条 <u>この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネット</u></p>	<p>(財産目録等の備付)</p> <p>第31条 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は毎会計年度終了後2月以内に作成し、<u>監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---	---

新 旧 対 照 表

<p style="text-align: center;"><u>トの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき、寄附行為の内容</u> 2 <u>監査報告書を作成したとき、当該監査報告書の内容</u> 3 <u>財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき、これらの書類の内容</u> 4 <u>役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき、当該報酬等の支給の基準</u> <p style="text-align: center;"><u>（役員の報酬）</u></p> <p><u>第33条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>トの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容</u> 2 <u>監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容</u> 3 <u>財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したときこれらの書類の内容</u> 4 <u>役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき当該報酬等の支給の基準</u> <p style="text-align: center;"><u>（役員の報酬）</u></p> <p><u>第33条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>
---	---	---

新 旧 対 照 表

<p>(資産総額の変更登記)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(種 類)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(事業理事)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>(収益の使用)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>(解 散)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第40条</u> 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、その他の学校法人、その他の教育の事業を行う者のうちから、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事総数の3分の2以上の議決によって認定された学校法人<u>その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人</u>に帰属する。</p>	<p>(資産総額の変更登記)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(種 類)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(事業理事)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>(収益の使用)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>(解 散)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第40条</u> 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、その他の学校法人、その他の教育の事業を行う者のうちから、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事総数の3分の2以上の議決によって認定された学校法人<u>その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人</u>に帰属する。</p>	<p>(資産総額の変更登記)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(種 類)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(事業理事)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(収益の使用)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(解 散)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第38条</u> 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、その他の学校法人、その他の教育の事業を行う者のうちから、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事総数の3分の2以上の議決によって認定されたものに帰属する。</p>
---	---	---

新 旧 対 照 表

<p>(合併)</p> <p><u>第41条</u> (略)</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p><u>第10章 役員</u>の損害賠償責任</p> <p>(役員がこの法人に対する損害賠償責任)</p> <p><u>第45条</u> 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p><u>(責任の免除)</u></p> <p><u>第46条</u> 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償</p>	<p>(合併)</p> <p><u>第41条</u> (略)</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第43条</u> この法人の公告は、<u>法人のホームページ</u>に掲載してこれをなすものとする。</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p><u>第10章 役員</u>の損害賠償責任</p> <p>(役員がこの法人に対する損害賠償責任)</p> <p><u>第45条</u> 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p><u>第46条</u> 前条第2項の規定にかかわらず、理事</p>	<p>(合併)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第41条</u> この法人の公告は、<u>学校の掲示板</u>に掲載してこれをなすものとする。</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--	--

新 旧 対 照 表

<p style="color: red; text-decoration: underline;">する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(責任限定契約)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">第47条 第45条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務</p>	<p style="text-decoration: underline;">限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任の限度額は、その在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として私立学校法施行規則第3条の3に定める方法により算定される額に、理事長は6をその他は2を乗じて得た額を上限とする。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
--	--	---

新 旧 対 照 表

<p style="color: red; text-decoration: underline;">を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低責任限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">（理事が自己のためにした取引に関する特則）</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">第48条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。</p> <p>附 則 令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>（新設）</p>
---	--	-------------